

観光振興地域とは

本制度では、次の業種を優遇措置の対象としています。

観光関連施設

スポーツ・レクリエーション施設、
教養文化施設、休養施設、集会施設、
販売施設及び宿泊施設

観光指定地域の要件

- ・優れた自然の風景地、文化財等の観光資源を有する地域であること。
- ・自然的社会的条件からみて一体として観光関連施設の整備を図ることが相当と認められる地域であること。

海洋博公園地域



北谷西海岸地域



プセナ地域



カヌチャ地域

sightseeing



前川地域



トウリバ - 地域

指定地域	
名 称	区 域
海洋博公園地域	国頭郡本部町字備瀬
力又至々地域	石川、山川及び浜元
北谷西海岸地域	名護市字汀間、三原、安部及び嘉陽
前川地域	名護市字喜瀬及び幸喜
トウリバ - 地域	北谷二丁目、美浜二丁目、美浜一丁目及び字美浜
川平地域	中頭郡北谷町北谷二丁目
リゾート地域	平良市字久見四五八一三番地、五五、一一番地、六四三一一番地及び六四二一三番地に接する海浜地の地先
石垣市字川平	辺町字砂川、宮古郡上野村字宮国及び新里並びに宮古郡城



川平地域

- 【優遇措置】
- ・税制等の優遇措置(概要)
 - (対象・特定民間観光関連施設)
 - (1)課税の特例(投資税額控除)
 - (機械・装置十五%、建物・付属設備・構築物八%、繰越四年)
 - (2)地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
 - (事業税(五年間)、不動産取得税、固定資産税(五年間))
 - (3)特別土地保有税の非課税
 - (4)(3)事業所税の非課税等
 - 【特定民間観光関連施設】
 - スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、観光に関する情報を提供する施設
 - (5)公共施設の整備
 - ・小売施設、飲食施設及び附帯施設により構成
 - ・付帯施設:スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、観光に関する情報を提供する施設
 - ・付帯施設の面積が小売施設及び飲食施設の概ね四分の以上
 - ・その他
 - ・沖縄振興開発金融公庫の融資制度(沖縄観光拠点整備資金)
 - ・付帯施設の面積が小売施設及び飲食施設の床面積が概ね三万m²以上

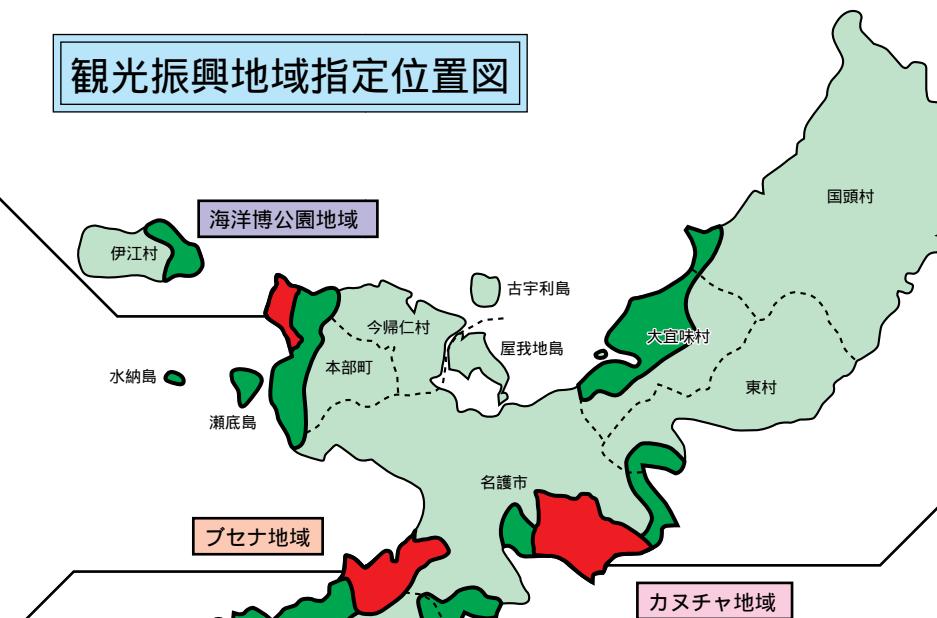


宮古島南岸リゾート地域



観光振興指定地域	
地 域 名	所 在 地
海洋博公園地域	本部町
力又チャ地域	名護市
ブセナ地域	"
北谷西海岸地域	北谷町
前川地域	玉城村
トゥリバー地域	平良市
宮古島南岸リゾート地域	上野村 城辺町
川平地域	石垣市

観光振興地域指定位置図



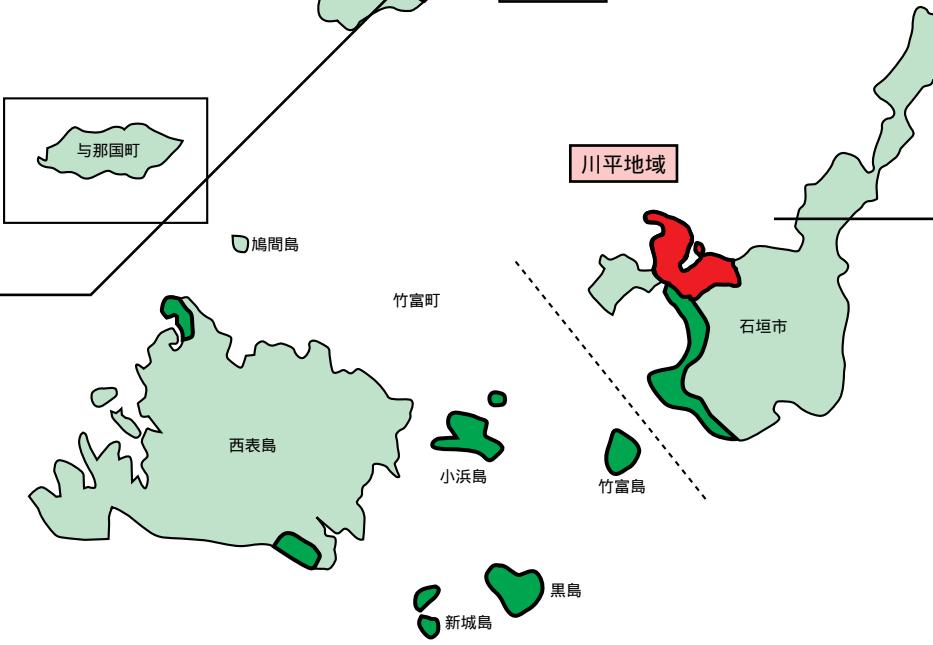
北谷西海岸地域



前川地域



川平地域



凡 例

■	重点整備地区(リゾート法)
■	観光振興地域